

川口市選管告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第187条第1項及び第3項の規定により、
委員長ならびに委員長職務代理者にそれぞれ別紙の者が就任した。

令和6年4月1日

川口市選挙管理委員会
委員長 板橋 智之